

J-SIPHE 北海道道南地域連携グループ 要綱

(目的)

第1条 北海道道南地域の感染防止対策加算算定施設が中心となり、感染対策連携共通プラットフォーム (J-SIPHE) を利用して、地域アンチバイオグラム等を作成することで、JANIS 検査部門に参加していない施設や、自施設にアンチバイオグラムを持っていない施設、クリニックなどで共有し、抗菌薬の適正使用に貢献することを目的とし、J-SIPHE 北海道道南地域連携グループを設置する。

(役割)

第2条 J-SIPHE 北海道道南地域連携グループは次に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 地域アンチバイオグラムの作成に関すること。
- (2) その他、J-SIPHE 北海道道南地域連携グループのデータを利用し実施する感染症対策に関すること。

(組織)

第3条 J-SIPHE 北海道道南地域連携グループの構成員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 本会の趣旨に賛同した J-SIPHE 参加中の道南地域の施設代表
- (2) その他、会長が必要と認める者

J-SIPHE 北海道道南地域連携グループに会長及び副会長を置く。

会長は、事務局の代表とし、副会長は、会長が指名する。

会長は J-SIPHE 北海道道南地域連携グループを統括し、会議の議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は会長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

- (1) 会長は会議の議長となる。
- (2) メール審議は、やむを得ない事情により時間的余裕が少ない、審議時間を多く要しない等の理由により、適当であると判断する議案について実施する。
- (3) やむを得ない事情により会議を開催できないときは、会長が事務局員への指示を専決できるものとする。
- (4) 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(事務局)

第5条 J-SIPHE 北海道道南地域連携グループの事務局は、市立函館病院内に設置する。

事務局は以下の者で構成する。

- (1) 市立函館病院 院内感染対策チーム
- (2) その他、会長が必要と認める者

第6条 事務局の役割は次に掲げる事項とする。

- (1) 地域アンチバイオグラムデータの作成・送付
- (2) ホームページによる公表
- (3) 参加施設のデータ入力状況確認
- (4) その他、事務作業

(データの公表)

第7条 参加医療機関が登録したデータは地域の統計データとしてホームページにて公表する。但し、個々の参加医療機関のデータが特定または推定可能な状況では原則として公表しない。

第8条 J-SIPHE 北海道道南地域連携グループのホームページにおいて、参加医療機関名称、参加医療機関数などを公表する。

(データの利用)

第9条 J-SIPHE 北海道道南地域連携グループのデータ利用に関して、参加施設は同意したものとし、各施設内での使用は自由とする。但し、講演・学会発表など、外部でデータを公表する場合は、使用状況を把握し、実績をホームページにて公表するため、事前に事務局に連絡する。

(同意)

第10条 J-SIPHE 北海道道南地域連携グループへの参加をもって、本要綱に同意したものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和1年8月7日から施行する。